

山県まちづくり振興券

振興券取扱店欄

注 意 事 項

- 本券は、山県まちづくり振興券取扱店のみにおいて使用できます。
- 本券は、交付された本人又は代理人に限り使用できます。
- 本券の使用期間は、交付日から**2019年10月31日**までです。
- 本券の使用の際、つり銭は支払われません。
- 本券の盗難、紛失又はき損に対し、山県市はその責任を負いません。

受理日：平成 年 月 日